

令和6年能登半島地震の避難者の方へ

避難先市区町村の窓口でマイナンバーカードの 電子証明書の暗証番号を再設定できます

罹災証明書の申請等をマイナポータルから行う際、マイナンバーカードの電子証明書の暗証番号入力が必要となります。

※罹災証明書のオンライン申請について→



電子証明書の暗証番号の再設定

令和6年1月22日から特例的に避難先の市区町村でも電子証明書の暗証番号の再設定ができるようになりました。

※利用者証明用電子証明書の暗証番号（4桁の数字）を覚えている方は、全国のコンビニで署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）の再設定が可能です。

以下の市町の住民の方で本市（町・村）に避難してきた方が対象です。

金沢市、七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町

具体的なお手続きの方法につきましては、町民生活課までお問い合わせください。

<お問い合わせ先>

町民生活課 戸籍住民係 0895-45-1111（内線2113、2171）

